

令和7年度県有施設への再エネ設備導入（PPA方式）による 電力供給事業企画提案公募公告・募集要項

次のとおり企画提案を募集します。

令和7年4月28日

山梨県知事 長崎 幸太郎

1 目的

山梨県では、2023年3月に改定した山梨県地球温暖化対策実行計画において、県の実施する事務及び事業において、2030年度までに2013年度比で58%削減という温室効果ガス排出量削減目標を定めている。

本事業は、初期費用ゼロのPPA方式による県有施設への太陽光発電設備の導入、運転管理及び維持管理等を行い、温室効果ガス排出量を削減することを目的とする。

2 事業の名称

令和7年度県有施設への再エネ設備導入（PPA方式）による電力供給事業

3 業務の内容及び事業期間

別紙「令和7年度県有施設への再エネ設備導入（PPA方式）による電力供給事業仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり。

4 事業者の公募及び選定

公募型プロポーザル方式で実施する。

受託を希望する事業者は、参加申込書、企画提案書等を提出期限までに提出すること。

提案内容を審査の上、最優秀提案事業者（評価結果が最上位の事業者）を事業契約候補者として選定する。

5 スケジュール（予定）

ア）募集開始	令和7年4月28日（月）
イ）参加申込書受付期限	5月9日（金）
ウ）施設見学申込書受付期限	5月9日（金）
エ）施設見学期間	5月12日（月）～14日（水）
オ）質問受付期限	5月15日（木）
カ）企画提案書受付期限	5月28日（水）
キ）（第1次審査）書類審査	5月29日（木）
ク）書類審査結果通知	5月29日（木）

- ケ) (第2次審査) プレゼンテーション審査 6月 4日 (水)
コ) 最終審査結果通知 6月 9日 (月)

6 参加資格

企画提案への参加を希望する者は、「(2) 参加申込書及び添付書類」に掲げる書類を提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 参加資格

本事業の参加資格者は、次に掲げる要件の全てを満たす法人その他の団体(以下「法人等」という。)又はその共同体とする。なお、共同体の場合は、参加する全ての法人等がア)～ケ)の全てに該当するとともに、参加する法人等のうち1者以上がコ)に該当する者であることを条件とする。

ア) 単独の法人等又は複数の法人等によって構成された共同体(共同体を構成する法人等は、単独で応募することができない。また、他の応募している共同体の構成員となることもできない。)であること。参加申込受付期間終了後、共同体の構成員の変更及び追加は、原則として認めない。共同体の場合は、代表者を選定し、当該代表者が手続等を行うものとする。

イ) 日本国内に本社又は支社を有し、専門技術者等の十分な業務遂行能力及び適切な執行体制を有している法人等であること。

ウ) 企画提案書等に基づく太陽光発電事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること。

エ) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。

オ) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

カ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。

キ) 公告の日以降に、「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領(平成23年4月1日)」や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領(平成10年4月1日)」に基づく指名停止を受けている日が含まれる者でないこと。

ク) 山梨県税の滞納がない者であること。

ケ) 過去5年以内に本事業と同種又は類似の業務の実績を有する者であること。

コ) 本事業を実施する体制の中に、以下の資格を有する者を含めること。

(ア) 建築士法(昭和25年法律第202号)による一級建築士

(イ) 第一種、第二種又は第三種電気主任技術者

なお、上記資格は、本事業を実施する体制に含まれる協力事業者の中でもない。

(2) 参加申込書及び添付書類

次に掲げる参加申込書及び添付書類を、各 1 部提出すること。

ア) 参加申込書 (様式 1)

イ) 会社概要 (様式 2)

※パンフレット類がある場合は、併せて提出すること。

※共同体による申請の場合は、構成員である全ての法人等のものを提出すること。

ウ) 誓約書 (様式 3-①及び様式 3-②)

※共同体による申請の場合は、構成員である全ての法人等のものを提出すること。

エ) 同種・類似事業実績整理表 (様式 4) 及び当該事業の契約書等の写し

オ) 一級建築士及び電気主任技術者の資格証の写し

カ) 直近 3 カ年分の貸借対照表及び損益計算書

※共同体による申請の場合は、構成員である全ての法人等のものを提出すること。

キ) 構成員届 (様式 5) ※共同体の場合のみ提出

ク) 各法人等の役割、責任分担に関する事項 (様式 6)

※共同体の場合のみ提出

ケ) 委任状 (様式 7) (共同体の場合)

コ) 「県税に未納がない旨の証明書」(山梨県総務部税務課発行) または、山梨県に納税義務がないことの申立書 (任意様式)

(3) 参加申込書の受付期限

令和 7 年 5 月 9 日 (金)

提出は平日の 9 時から正午まで及び 13 時から 17 時までとする。

※ 平日とは、山梨県の休日を定める条例 (平成元年 3 月 27 日山梨県条例第 6 号) に定める県の休日以外を指すものとし、以下同様とする。
受付期限までに参加申込書及び添付書類を提出しない場合は、企画提案書を提出することができない。

(4) 提出先

後述の「18 問い合わせ・提出先」のとおり

(5) 提出方法

持参又は郵便により行い、上記の期限までに必着のこと。

※ 郵送の場合は、到着確認のため後述の「18 問い合わせ・提出先」に電話で連絡すること。

(6) 参加資格結果通知等

参加資格の審査を行い、結果を通知する。

参加資格を認めた事業者に対し、各施設の図面 (屋根図、矩形図、構内配電線図等)、構造計算書、現在の電力契約の情報、自家消費電気料金の参考価格等を提供する。

7 施設見学

参加申込みのあった事業者を対象に対象施設の見学を行う。なお、施設見学への参加は、必須ではない (施設見学に参加しない場合でも企画提案書を提

出することができる。))。

(1) 参加方法及び送付先

施設見学参加申込書(様式9)に記載し、電子メールにて送信すること。電子メールの件名は「令和5年度県有施設への再エネ設備導入(PPA方式)による電力供給事業に係る施設見学申込み」とすること。

なお、施設見学への参加は、3名以内(共同体で申請する場合、各構成員につき3名以内、合計5名以内)とする。

送付先のメールアドレスは後述の「18 問い合わせ・提出先」のとおり

(2) 施設見学申込期限

令和7年5月9日(金)

(3) 施設見学の日程等

施設見学は、令和7年5月12日(月)から同月14日(水)までの間で行うこととし、具体的な日時等については申込みのあった事業者ごとに別途通知する。

なお、施設見学に当たっては、地域エネルギー推進課及び施設管理者の指示に従うこと。

8 質問

(1) 質問方法及び送付先

質問票(様式8)に記載し、電子メールにて送信すること。電子メールの件名は「令和7年度県有施設への再エネ設備導入(PPA方式)による電力供給事業に係る質問」とすること。

送付先のメールアドレスは後述の「18 問い合わせ・提出先」のとおり

(2) 受付期限

令和7年5月15日(木)

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、参加申込者全てに対し電子メールにて行う。

9 企画提案書の内容

別紙仕様書を参照の上、以下の内容で作成すること。

(1) 技術提案(様式10)

技術提案には、次のア)~キ)を必須事項として含めること。

なお、検討に当たっては次の情報を参考とすること。

- ・施設ごとの予定使用電力量(令和6年度実績値)及び契約電力
- ・令和6年度の電力需要量データ(30分値)
- ・各施設の図面(屋根図、矩形図、構内配電線図等)、構造計算書、現在の電力契約の情報等の資料(提案資格があると認めた者に対し、企画提案参加資格結果通知とともに交付する。)

ア) 実施方針

提案の基本方針・概要・設備の平常時のシステム構成図等を記載すること。

イ) 太陽光発電設備容量

各施設における想定設備容量（太陽光発電設備定格出力（kW）及びパワーコンディショナの最大定格出力（kW））を検討すること。

ウ) 自家消費電力量及び温室効果ガス排出削減量

- ・各施設における想定自家消費電力量を検討すること。検討に当たっては、全施設合計の自家消費電力量（kWh）が最大となる考え方を示すこと。
- ・温室効果ガス排出削減量は、全施設における1年間の総量を算出すること。なお、電力の二酸化炭素排出量係数は、 $0.451 \text{ kg CO}_2/\text{kWh}$ （東京電力エナジーパートナー(株)2021年度電力排出係数）を使用すること。
- ・自家消費率を示し、併せて設備設置容量と自家消費率の見積もりの根拠（考え方）を示すこと。

エ) 設備設置仕様

- ・太陽光発電設備の設置場所、設置方法（架台等）、検討において想定した設備仕様（寸法、重量等を含む。）を記載すること。
- ・想定する設置場所での設置方法は、JIS C 8955に定められている荷重（風圧、積雪、地震等）に耐えうる構造であること。
- ・太陽光発電設備の単位面積当たりの重量（kg/m²、基礎、パネル重量込み）を記載すること。

オ) 非常時・停電時に利用可能なシステム

以下の点を含め、非常時・停電時の利用方法を提案すること。

- ・非常時・停電時のシステム構成図
- ・非常時・停電時の利用、操作方法（特定負荷への供給の有無、非常時・停電時に必要な機器の操作及び配線作業の可否等）
- ・自立運転時に太陽光発電設備から使用可能な出力（kW）

カ) 自家消費料金単価及び発電設備導入前後の電気料金（参考見積）

- ・単価は、事業期間中一定とし、県から提示した参考価格をもとに提案すること。参考価格は、参加資格審査結果通知送付後に提供する。提案価格は、消費税及び地方消費税を含む価格で提示すること。また、山梨県第三者所有モデルによる再エネ設備導入支援事業費補助金の交付金額相当分を控除した金額を併せて提示すること。
- ・単価の算定根拠も併せて示すこと。
- ・電気料金の概算については、運転期間中における県の負担として算出すること（運転期間最長20年間分の電気料金シミュレーション等を示すこと。）。

キ) 山梨県の特性を生かした独自提案

- ・独自提案があれば記載すること。

(2) 事業実施体制（様式11）

ア) 事業実施体制図

イ) 工事計画概要（設備導入工程表）、実施体制（本事業に従事予定の総括責任者、予定技術者経歴書、資格証の写し等を記載）、事業フロー及び運転期間における維持管理等のスケジュール

ウ) 県内事業者の活用の提案

- エ) 運転期間における維持管理・メンテナンス等の計画（定期点検、設備交換計画、遠隔監視の有無等）、実施体制
- オ) 提案者（共同体の場合は代表者）の経営状況（５年間）
 - ・貸借対照表、経常利益（若しくは営業利益率）、流動比率、自己資本比率等を記載すること。
- カ) 工事費、運転管理、維持管理及び撤去のための費用、資金調達を含めた事業資金計画
- キ) 故障、緊急時の対応体制図
- ク) 事業実施中のリスクに対する対策
 - ・損害保険の補償額、適用範囲、その他の対策等を記載すること。
- ケ) 事業実施に関する保証
 - ・設備の導入、運転期間中及び撤去までにかかり設定する全ての保証内容を記載すること。

(3) チェックリスト（様式１２）

様式１０、様式１１に記載したものに○をつけること。

１０ 企画提案書作成の留意事項

- ア) A４判、縦型、横書き、左綴じ（A３折込可）とする。
- イ) ページ数制限は設けないが、提案書は簡潔にまとめること。
- ウ) 日本語表記で１２ポイント以上であること。
- エ) 文書を補完するためのイメージ図・イラスト等の活用は可とする。
- オ) 言語は日本語、通貨単位は円とすること。
- カ) 企画提案書の提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出若しくは撤回は認めない。
- キ) 企画提案書は、１提案者につき１提案までとし、複数案の提案は認めない。また、１提案の中に複数パターンの企画が含まれる提案も認めない。

１１ 企画提案書の提出部数・提出期限・提出先

(1) 提出部数

正本１部・副本７部・PDFデータを格納したDVD１枚

(2) 提出期限

令和７年５月２８日（水）

※ 受付は平日の９時～正午、１３時～１７時

(3) 提出先

後述の「１８ 問い合わせ・提出先」のとおり

(4) 提出方法

持参又は郵便により行い、上記の期限までに必着のこと。

※ 郵送の場合は、到着確認のため後述の「１８ 問い合わせ・提出先」に電話で連絡すること。

１２ 審査・結果通知

(1) 選考方法

第1次審査（書類審査）及び第2次審査（プレゼンテーション審査）ともに、別紙2「審査基準について」に基づき総合的に審査し、第1位の者を候補者とする。

参加資格を満たさない事業者の企画提案書、及び提出書類の要件を満たさない事業者の企画提案書は無効となり、審査の対象とはならない。

（2）（第1次審査）書類審査

令和7年5月29日（木）に、企画提案書の提出があった者全員に選考結果をメール及び文書で通知する。なお、参加者が5者を超えない場合は、第1次審査は、実施しない。

（3）（第2次審査）プレゼンテーション審査

日 時：令和7年6月4日（水）

時間は別途通知する。

その他：

- ・プレゼンテーション15分以内、質疑応答5分程度とする。
- ・プレゼンテーションに参加しない場合は、選定から除外する。

（4）最終審査結果通知

令和7年6月9日（月）に、プレゼンテーションを行った者全員にメール及び文書で通知し、受注者として決定した者の名称を山梨県新価値・地域創造推進局 地域エネルギー推進課のホームページで公表する。

なお、審査の経緯は公表しない。

また、審査結果に対する異議申立ては受け付けない。

1.3 契約

第1位の候補者と仕様書に基づき詳細を協議し、詳細設計等の事業者自らが事業の安全性等を確認した書類について県の確認を受けたのち、確定とする。

なお、第1位の候補者と協議が整わない場合又は失格要件の事項に該当する場合は、次点の者と協議する場合がある。

また、山梨県政府調達苦情検討委員会で苦情処理の手続が開始された場合、契約手続の中断、停止等を行う場合がある。

1.4 契約書

別添契約書（案）のとおり。

1.5 失格要件

参加申請書提出後に以下のいずれかに該当すると判明した場合は、企画提案書類を受け付けず、若しくは評価せず、又は事業候補者としての選定を取り消すものとする。

- ア) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき。
- イ) 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- ウ) 不正な利益を図る目的で審査会委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき。

- エ) 提出した企画提案書の内容が仕様書の水準を満たしていないことが明らかであると認められるとき。
- オ) その他、審査委員会が不適切と判断したとき。

1 6 その他

- ア) 企画案の著作権は、原則として各提案者に帰属する。ただし、採用した提案書等の著作権は自治体に帰属する。
- イ) 提案者は、自治体に対し、提案者が企画案を創作したこと並びに第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権をも侵害するものではないことを保証するものとする。
- ウ) 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、自治体に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- エ) 企画提案書は、山梨県情報公開条例(平成11年山梨県条例第54条)に基づく公文書開示請求の対象となる。
- オ) 提出された企画提案書は、返却しない。また、提出後の企画提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。
- カ) 提出書類は、本事業の実施以外の目的には使用しない。
- キ) 本企画提案に係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- ク) 採用となった企画提案については、企画内容の一層の充実を図るため自治体と事業予定者の協議により、内容の一部を調整する場合がある。
- ケ) 本事業は山梨県第三者所有モデルによる再エネ設備導入支援事業費補助金の対象事業であり、事業の実施に関しては当該補助金関係書類の提出等について県の指示に従うこと。

1 7 苦情の申し立て

調達に当たり、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第1条に規定する2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改定された1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連号との間の協定その他の国際約束の規定に反する形で調達が行われたと判断する場合には、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから起算して10日以内に山梨県政府調達苦情検討委員会に、書面により苦情を申し立てることができる。

1 8 問い合わせ・提出先

山梨県 新価値・地域創造推進局

地域エネルギー推進課 地球温暖化対策担当

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁本館2階

電話番号 055-223-1846 (直通)

質問送付先 メール: chiiki-ene@pref.yamanashi.lg.jp